

伊丹市住宅耐震化促進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊丹市内に存する住宅（国、地方公共団体その他関係機関が所有する住宅を除く。以下「住宅」という。）の所有者等に対し、その耐震改修工事等の経費の一部を補助することにより、住宅の耐震化の促進を図ること、又は地震による住宅の倒壊から市民の生命を守ることをもって安全かつ安心な住まいとまちづくりを推進することを目的とする。

(区分)

第2条 補助区分は、耐震改修工事費補助、建替工事費補助、防災ベッド等設置助成、シェルター型工事費補助、屋根軽量化工事費補助、耐震改修計画策定費補助、簡易耐震改修工事費補助、除却工事費補助とする。

(補助の対象者等)

第3条 補助の対象者、補助の対象住宅及び補助金の額等は補助区分に応じ、別表第1、別表第3、別表第5、別表第7、別表第9、別表第11、別表第13及び別表第15に定めるところによる。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、当該事業に着手する前に、補助区分に応じ、様式第1-1号、様式第1-2号、様式第1-3号、様式第1-4号、様式第1-5号、様式第1-6号及び様式第1-7号のいずれかの補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、補助区分に応じ、別表第2、別表第4、別表第6、別表第8、別表第10、別表第12、別表第14及び別表第16に定める書類を添付するものとする。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し、申請内容が適切であると認めるときは、予算の定める範囲内で補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。なお、補助事業における消費税及び地方消費税相当額が仕入れに係る税額控除の対象となる事業主体に対する補助金の交付決定には、次の条件を付するものとする。

(1) 前項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助対象経費から減額して報告しなければならない。

(2) 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補

助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において、第1号により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額）を別記様式により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて当該金額を市長に返還しなければならない。

- 3 補助事業者は、第1項の交付決定の通知が行われた後でなければ、事業に着手してはならない。

（耐震改修計画策定に係る完了報告）

第5条の2 第4条第1項の補助金交付申請書を提出した後に耐震改修計画策定を行う申請者は、耐震改修計画策定が完了した後、耐震改修工事に着手する日の14日前までに耐震改修計画策定完了報告書（様式第2号の5）に別表第2に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の完了報告があったときは、その内容を審査し、報告内容が適切でないと認める場合には、耐震改修計画策定が適切に行われるよう補助事業者に指導する。この場合において、市長は、補助事業者が指導に従わない場合は、交付決定を取り消すことができる。

（代理受領の届出）

第6条 補助事業者は、第15条第2項の規定に基づき当該交付決定に係る工事等の契約を締結する者（以下「工事等業者」という。）に当該交付決定に係る補助金の請求及び受領を委任しようとするときは、代理受領届出書（様式第2号の2）により、当該交付決定に係る工事等が完了するまでに、市長に届け出なければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定による届出をするときは、あらかじめ工事等業者の同意を得なければならない。
- 3 市長は、第1項の代理受領届出書の提出があったときは、代理受領届出確認通知書（様式第2号の3）により補助事業者へ通知するものとする。
- 4 補助事業者は、第1項の規定による届出を取り下げようとするときは、補助事業が完了するまでに代理受領取下げ届（様式第2号の4）により市長に届け出なければならない。
- 5 第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（補助事業の着手の届出）

第7条 市長は、補助事業者が補助事業に着手したときは、その旨を届け出るよう求めることができる。

（補助事業の廃止）

第8条 補助事業者は、補助事業を取り止めようとする場合は、速やかに補助事業廃止承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は前項の規定による申請に対し、申請事項を承認すべきと認めたときは、補助事

業廃止承認通知書（様式第4号）により，補助事業者に通知するものとする。

（交付決定額の変更）

第9条 補助事業者は，補助事業の内容に変更が発生し，第5条第1項の規定により通知された金額（以下「交付決定額」という。）の変更を受けようとするときは，補助金変更交付申請書（様式第5号）に補助区分に応じ，別表第2，別表第4，別表第6，別表第8，別表第10，別表第12，別表第14及び別表第16に定める書類を添えて，遅滞なく市長に提出しなければならない。

2 市長は，前項の申請があったときは，第5条第1項の規定に準じ決定を行いその旨を補助金交付決定変更通知書（様式第6号）により，当該申請者に通知するものとする。

（補助事業の遂行状況報告等）

第10条 補助事業者は，市長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは，補助区分に応じ，別表第2，別表第4，別表第6，別表第8，別表第10，別表第12，別表第14及び別表第16に定めるところにより，当該報告をしなければならない。

2 補助事業者は，補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は，速やかに補助事業遂行困難状況報告書（様式第7号）を市長に提出し，その指示を受けなければならない。

（現場検査）

第11条 市長は，本要綱に定める補助事業における工事が適切に行われているかを確認するため，現場検査を実施することができる。

2 市長は，現場検査を実施することとした場合は，現場検査指定通知書（様式第8号）により，現場検査の実施を補助事業者に通知するものとする。

3 工程の指定を受けた補助事業者は，市長に現場検査の申込みをしなければならない。

4 市長は，申込みを受理したときは，速やかに現場検査を行うものとする。

5 現場検査実施者は，検査の実施に必要な場合は補助事業者に承諾を得たうえで対象住宅に立ち入り，検査を行うことができる。

6 補助事業者は，実績報告書に添付される契約書の写しが契約書原本と同一であることの確認を受けなければならない。

7 市長は，第5項の現場検査を行った結果，耐震改修工事等が適切に行われていないと認める場合には，工事が適切に行われるよう補助事業者に指導する。この場合において，市長は，補助事業者が指導に従わない場合は，交付決定を取り消すことができる。

8 市長は，補助事業者が現場検査を受けなかった場合，交付決定を取り消すことができる。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助区分に応じ、様式第9-1号、様式第9-2号、様式第9-3号、様式第9-4号、様式第9-5号、様式第9-6号及び様式第9-7号のいずれかの補助事業実績報告書を、その指定する期日までに市長に報告しなければならない。

2 前項の実績報告書には、補助区分に応じ、別表第2、別表第4、別表第6、別表第8、別表第10、別表第12、別表第14及び別表第16に定める書類を添付するものとする。

3 補助事業者は、実績報告書に添付される領収書の写しが領収書原本と同一であることの確認を受けなければならない。

4 補助事業者が第6条第1項の届出を行っている者であるときは、当該補助事業者は、第1項の実績報告書及び第2項の規定による添付書類に加えて次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 代理受領に関する補助事業内訳説明書（様式第9号の2）

(2) 前号に掲げる書類に記載された差引金額が支払われたことを証する工事代金の領収書

(3) 代理受領届出確認通知書の写し

（是正命令等）

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件並びに耐震改修計画策定完了報告書（提出があった場合に限る。）の内容に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

2 前項の規定は、第10条第1項の報告があった場合に準用する。

3 補助事業者は、第1項の措置が完了したときは、前条の規定に従って実績報告をしなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、補助事業の完了に係る第12条及び前条第3項の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、予算の定める範囲内で交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第10号）により当該補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の額が、補助金の交付決定における交付する額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の請求）

第15条 市長は、第14条第1項の補助金の額の確定を行った後、補助事業者から提出される補助金請求書（様式第11号）により、速やかに補助金を交付するものとする

る。

2 補助事業者は、前項の規定による請求及び補助金の受領を、工事等業者に委任して行うことができる。

3 前項の規定により補助金の請求及び受領を工事等業者に委任するときは、補助事業者は、代理受領に係る委任状(様式第11号の2)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、速やかに補助事業者又は工事等業者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消等)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件又はこの要綱若しくは関係法令に違反したとき。

(3) 第13条第1項の規定による命令に従わないとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

(加算金及び遅延利息)

第19条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

(台帳の整備)

第20条 市長は、補助の執行状況を明らかにするため、住宅耐震改修補助金台帳を整備するものとする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は別に定める。

(設計の確認)

第22条 簡易耐震改修工事費補助の補助事業者は、耐震診断を完了した後かつ耐震改修工事に着手する前に、設計確認書(様式第13号)及び市長が別に定める添付書類を市長に提出することができる。

(実績の公表)

第23条 市長は、本事業の補助を受けて実施された耐震改修工事实績の公表を県が行う場合にあっては、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第24条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、補助事業完了の日から、10年を経過する日以前に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供する場合において、その取得価格又は効用の増加価格が50万円以上であるときは、市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間、保存しておかななければならない。

(事前協議)

第25条 耐震改修工事費補助でその他共同住宅又はマンションの補助金を受けようとする者は、あらかじめ、市長に協議するものとする。

2 前項の規定による協議は、事前協議書(事前第1号様式)に次の各号に掲げる図書及び書類を添えて、これらを市長に提出して行うものとする。

(1) 付近見取図、配置図及び各階平面図

(2) 外観写真

(3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は同法第18条第3項の規定により、前項の協議に係る建築物に対して交付されたすべての確認済証の写し及びそれに係る検査済証の写し

(4) 耐震診断結果報告書

(5) 耐震改修工事費に要する概算見積もり

3 その他市長が必要と認めた書類

(補則)

第26条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年3月5日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年3月27日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月11日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月18日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年5月8日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年5月17日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年5月10日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年5月13日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年2月19日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年5月9日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年5月29日から施行する。

別表第 1

区分	耐震改修工事費補助	
補助の 対象者	戸建住宅 及びその 他共同住 宅	<p>次に掲げる要件のいずれかを満たす者</p> <p>1 次に掲げる要件を全て満たす者</p> <p>(1) 補助の対象住宅の所有者</p> <p>(2) 所得が1,200万円（給与収入のみの者にあつては、1,395万円）以下であること</p> <p>(3) 兵庫県民（個人）であること</p> <p>2 前項の規定に該当する者（高齢者に限る。）の2親等以内の親族である者の代表者（前項の規定に該当する者から補助の対象者になることについて同意を得た者に限る。）</p>
	マンショ ン	<p>補助の対象住宅の所有者（区分所有マンションにおいては、管理組合）又は当該所有者が高齢者である場合は、その者の2親等以内の親族（当該所有者から補助の対象者になることについて同意を得た者に限る。）</p>
補助の 対象住 宅	<p>次に掲げる要件を満たす住宅</p> <p>1 次の各号に掲げる要件に該当する住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの）を含む。）</p> <p>(1) 伊丹市内に所在する昭和56年5月31日以前に建築に係る工事に着工された住宅</p> <p>(2) 伊丹市内に所在する昭和56年6月1日以降に増築又は改築に係る工事に着工された住宅にあつては、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの</p> <p>ア 平成17年5月31日以前に増築又は改築に係る工事に着工されたもの</p> <p>イ 平成17年6月1日以降に増築又は改築に係る工事に着工されたもののうち、当該増築又は改築に係る部分がそれ以外の部分とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しており、かつ、増改築に係る部分の床面積の合計が基準時（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条第1項に規定する基準時（建築基準法第20条に係る部分に限る。）をいう。以下同じ。）における延べ面積の20分の1（50平方メートルを超える場合にあつては、50平方メートル）を超えないも</p>	

	<p>の。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する住宅。</p> <p>(1) 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの。</p> <p>(2) 平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」又は平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果安全性が低いと診断されたもの</p> <p>3 申請者以外に所有権、借地権等の権利を有している者（以下「権利者」という。）が存在する住宅にあつては、原則として、当該事業について権利者全員の同意が得られていること。</p> <p>4 住宅が、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）による区分所有等の建物である場合にあつては、耐震改修工事等について同法第3条の規定に基づく管理組合の議決等を経ていること。</p> <p>5 権利者と申請者が異なる場合は、当該権利者（所有者が死亡している場合は、相続人とする。）の同意が得られていること。</p> <p>6 当該事業又は兵庫県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」若しくは「わが家の耐震改修促進事業」（「耐震改修計画策定費補助」，「簡易耐震改修工事費補助」，「簡易な耐震改修定額助成」，「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」を除く。）の補助金を受けていないこと。</p> <p>7 その他「伊丹市住宅耐震化促進事業実施要領」（以下「要領」という。）第3条第2項に規定する要件に該当していること。</p>	
補助の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅（補助の対象住宅の欄に掲げるもののうち、第1項第2号に該当する場合にあつては、昭和56年6月1日以降に増築又は改築に係る工事に着工された部分を除く。）に対して必要となる経費のうち、住宅の耐震改修工事に要する経費（ただし、戸建住宅においては総額50万円以上のものに限り、その他共同住宅及びマンションにおいては、居住の用に供する部分に係る経費に限る。）	
補助率	戸建住宅及びその他共同住宅	5分の4
	マンション	3分の1

補助金の額	戸建住宅	補助の対象となる経費に補助率を乗じて得た額又は115万円のいずれか低い額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、当該事業又は兵庫県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」若しくは「わが家の耐震改修促進事業」のうち「簡易耐震改修工事費補助」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」の補助金を過去に受けた住宅にあっては、当該補助金の額を控除する。
	その他共同住宅	補助の対象となる経費に補助率を乗じて得た額又は45万円に補助の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じて得た額のいずれか低い額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、その額が1,000万円を超えるときは1,000万円を限度とする。）
	マンション	補助の対象となる経費に補助率を乗じて得た額又は補助の対象となる住宅の延べ面積（ただし、居住の用に供する部分に限る。）に1平方メートル当たり5,000円を乗じて得た額のいずれか低い額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、その額が1,000万円を超えるときは1,000万円を限度とする。）
その他の事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となっていること。 2 区分所有のその他共同住宅における補助の対象となる戸数は、補助の対象者が所有する戸数とする。 3 補助事業の対象となる耐震改修工事は、次に掲げる事業者（当該事業者として、著しく不適當であると市長が認めるものを除く。）のいずれかとの契約による工事であること。（ただし、マンションの場合を除く。その他共同住宅の場合は第1号に限る。） <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅改修事業の適正化に関する条例（平成18年兵庫県条例第35号）に基づく住宅改修業者登録制度へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者 (2) 県にあらかじめ登録された事業者グループで、実績の公表に同意している事業者 	

別表第 2

関係条項	内 容
	耐震改修工事費補助
(交 付 申 請) 第 4 条	(添 付 書 類) 1 様式第 1 - 1 号 (別記収支予算書を含む。) 2 様式第耐震 1 - 1 号 (耐震改修工事等住宅概要書) 3 様式第耐震 2 - 1 号 (補助金算定・精算書) 4 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明 (建築年月が記載されたもの) (4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 5 様式第耐震 3 - 1 号 (耐震診断報告書) 6 補助の対象住宅の所有者の所得証明書の写し (区分所有のマンションを除く。) 7 住宅耐震改修に係る図書 (戸建住宅又はその他共同住宅で、交付申請時点で耐震改修計画策定が完了していないものは、第 1 号に掲げるものに限る。) (1) 付近見取り図 (方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) (2) 配置図 (3) 平面図、立面図 (耐震改修前後) (4) その他耐震改修工事内容が確認できる図書 8 改修工事に係る建築確認済証の写し (改修工事 (増改築含む) に建築確認が必要な場合のみ) 9 区分所有のその他共同住宅又はマンションである場合は、次に掲げる書類 (1) 交付申請内容を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類 (2) 戸数及び住戸ごとの専用面積が確認できる書類 (3) 店舗併用住宅である場合は、住宅に関する部分の補助対象経費の算定に必要となる書類 10 3 階以上、かつ、延べ面積 1, 0 0 0 m ² 以上の住宅においては「耐震判定委員会」等の建物の耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する

	<p>適合する旨の証書の写し</p> <p>1 1 耐震改修工事を実施する事業者の住宅改修事業の適正化に関する条例に基づく住宅改修業者登録制度による登録証の写し又は事業者グループとして登録されていることがわかる書類（マンションを除く。）</p> <p>1 2 様式第耐震5-1号（耐震改修工事実績公表同意書）（マンションを除く）</p> <p>1 3 委任状（受任者が資格を有する者の場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの）</p> <p>1 4 別表第1の補助の対象住宅の欄に掲げる要件のうち、第1項第2号イに該当する場合にあっては、昭和56年6月1日以降に増築又は改築に係る工事に着工された部分がそれ以外の部分とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接することが確認できる資料</p> <p>1 5 2親等以内の親族である者の代表者が補助の対象者となる場合は、次に掲げる書類</p> <p>(1) 補助の対象住宅を所有する者の年齢（生年月日）が確認できる書類</p> <p>(2) 補助の対象住宅を所有する者の同意等を得ていることが確認できる書類</p> <p>(3) 補助の対象者が補助の対象住宅を所有する者の2親等以内の親族であることが確認できる書類（申請者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等）</p> <p>※1 交付申請書を耐震改修計画策定費補助の実績報告書と同時に提出の必要がある場合、上記4、5及び7の書類は当該実績報告書をもってかえることができる。</p>
<p>（耐震改修計画策定に係る完了報告書） 第5条の2</p>	<p>（添付書類）</p> <p>1 様式第耐震2-1号（第4条関係）</p> <p>2 住宅耐震改修に係る図書</p> <p>(1) 配置図</p> <p>(2) 平面図、立面図（耐震改修前後）</p> <p>(3) その他耐震改修工事内容が確認できる図書</p>

	3 耐震改修工事費用の見積書（補助対象経費と補助対象外経費が確認できるもの）
（変更交付申請） 第9条第1項	（添付書類） 第4条関係の各添付書類に準じる。
（遂行状況報告） 第10条第1項	（報告事項等） 1 事業の遂行状況 2 今後の見通し（完了予定年月日）及び所見
（実績報告） 第12条	（添付書類） 1 様式第9-1号（別記収支決算書を含む。） 2 様式第耐震2-1号（補助金算定・精算書） 3 交付決定通知書の写し 4 様式第耐震4号（耐震改修工事実施確認書） 5 耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び領収書の写し 6 様式第耐震5-2号（耐震改修工事実績公表内容報告書）（マンションを除く） 7 委任状（受任者が資格を有する者の場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの）
	（指定期日） 当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該各事業が完了した日の属する市の会計年度の2月26日のいずれか早い日

別表第3

区分	建替工事費補助
補助の対象者	次に掲げる要件のいずれかを満たす者 1 次に掲げる要件を全て満たす者 (1) 除却する住宅の所有者又はその2親等以内の親族 (2) 新たに建築する住宅の所有者 (3) 所得が1,200万円（給与収入のみの者にあつては、1,395万円）以下であること (4) 兵庫県民（個人）であること 2 前項の規定に該当する者（高齢者に限る。）の2親等以内の親族であ

	<p>る者の代表者（前項の規定に該当する者から補助の対象者になることについて同意を得た者に限る。）</p>
<p>補助の対象 住宅</p>	<p>1 除却する住宅にあつては、次に掲げる要件を満たすもの。</p> <p>(1) 伊丹市内に所在する昭和56年5月31日以前に建築に係る工事に着工された戸建住宅のうち、次のアからウまでのいずれかに該当するもの（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの）を含む。）</p> <p>ア 昭和56年6月1日以降に増築又は改築に係る工事に着工されていないもの。</p> <p>イ 平成17年5月31日以前に増築又は改築に係る工事に着工されたもの</p> <p>ウ 平成17年6月1日以降に増築又は改築に係る工事に着工されたもののうち、当該増築又は改築に係る部分がそれ以外の部分とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しており、かつ、増改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1（50平方メートルを超える場合にあつては、50平方メートル）を超えないもの。</p> <p>(2) 次に掲げるいずれかの要件を満たすもの</p> <p>ア 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>イ 平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」又は平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>(3) 所有者又はその2親等以内の親族が自己の居住の用に供するもの。</p> <p>(4) 当該事業又は兵庫県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」を除く。）の補助金を受けていないもの</p> <p>2 新たに建築しようとする戸建住宅にあつては、次に掲げる要件を満たすもの</p> <p>(1) 所有者が自己の居住の用に供するものであること。</p>

	(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省国土交通省令第1号)第1条第1項第2号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していること。
補助の対象となる経費	除却する住宅(補助の対象住宅の欄に掲げるもののうち、第1項第1号イ又はウに該当する場合にあっては、昭和56年6月1日以降に増築又は改築に係る工事に着工された部分を除く。)の除却費及び新たに建築する住宅の建築工事費とする(ただし、総額が115万円以上のものに限る。)
補助率	5分の4
補助金の額	補助の対象となる経費に補助率を乗じて得た額又は115万円のいずれか低い額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。ただし、除却する住宅が当該事業又は兵庫県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」のうち「簡易耐震改修工事費補助」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助(居室耐震型改修工事)」の補助金を過去に受けた住宅である場合には、当該補助金の額を控除する。)
その他	耐震性が高い住宅とは、建築士の設計によるもの又は建築士により現行の建築基準法に適合していることが証された住宅とする。

別表第4

関係条項	内 容
	建替工事費補助
(交付申請) 第4条	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 様式第1-2号(別記収支予算書を含む。) 2 様式第耐震1-2号(住宅概要書) 3 除却する住宅の所有者及び建築時期が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの) (4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 4 除却する住宅の耐震診断結果の写し 5 新たに建築する住宅の所有者の所得証明書の写し 6 建替工事の見積書 7 委任状(受任者が資格を有する者の場合は、委任状に代理人の資格

	<p>(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの)</p> <p>8 別表第3の補助の対象住宅の欄に掲げる要件のうち、第1項第1号イ又はウに該当する場合にあっては、昭和56年6月1日以降に増築又は改築に係る工事に着工された部分がそれ以外の部分とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接することが確認できる資料</p> <p>9 位置図</p> <p>10 各階平面図、その他住宅の用に供することを証する書類</p> <p>11 現況写真(補助の対象住宅の外観及び室内を写したもの)</p> <p>12 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることが確認できる書類で、次の各号に掲げるいずれかの書類の写し(ただし、完了実績報告において、建替後の住宅(建築確認において、省エネルギー基準への適合に係る審査が行われている場合に限る。)の建築確認通知書及びその添付図書を提出する場合は、添付を要しない。)</p> <p>(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に基づく設計住宅性能評価書</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、その他の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることが確認できる書類</p> <p>13 除却する住宅の所有者と新たに建築する住宅の所有者が異なる場合は、その関係を確認できる書類</p> <p>14 2親等以内の親族である者の代表者が補助の対象者となる場合は、次に掲げる書類</p> <p>(1) 新たに建築する住宅の所有者の年齢(生年月日)が確認できる書類</p> <p>(2) 新たに建築する住宅の所有者の同意等を得ていることが確認できる書類</p> <p>(3) 補助の対象者が新たに建築する住宅の所有者の2親等以内の親族であることが確認できる書類(申請者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等)</p>
<p>(交付決定額の変更) 第10条</p>	<p>(添付書類)第4条関係の各添付書類のうち、内容に変更があったもの</p>

第1項	
(遂行状況報告) 第10条 第1項	(報告事項等) 1 事業の遂行状況 2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見
(実績報告) 第12条	(添付書類) 1 様式第9-2号(別記収支決算書を含む。) 2 交付決定通知書の写し 3 新たに建築する住宅の建築予定年月・耐震基準への適合状況・設計者が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (1) 住宅の建築確認通知書及びその添付図書 (2) 前号に掲げるもののほか住宅の所有者、建築年月、現行の建築基準法への適合状況、設計者を証明する書類 4 建替えに係る工事契約書の写し及び領収書の写し 5 新たに建築する住宅の検査済証の写し 6 完了写真 7 委任状(受任者が資格を有する者の場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの) (指定期日) 当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該各事業が完了した日の属する市の会計年度の2月26日のいずれか早い日

別表第5

区分	防災ベッド等設置助成
補助の対象者	次に掲げる要件のいずれかを満たす者 1 次に掲げる要件を全て満たす者 (1) 補助の対象住宅の居住者 (2) 所得が1,200万円(給与収入のみの者にあつては、1,395万円)以下であること 2 前項の規定に該当する者(高齢者に限る。)の2親等以内の親族である者の代表者(前項の規定に該当する者から補助の対象者になることについて同意を得た者に限る。)
補助の対象住宅	伊丹市内に所在する昭和56年5月31日以前に建築に係る工事に着工された戸建住宅(賃貸住宅及び店舗等併用住宅(店舗等併用住宅に

	<p>については、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。)を含む。)のうち、次の各号の全てに該当するもの。</p> <p>(1) 次に掲げるいずれかの要件を満たすもの</p> <p>ア 昭和56年6月1日以降に増築又は改築に係る工事に着工されていないもの。</p> <p>イ 平成17年5月31日以前に増築又は改築に係る工事に着工されたもののうち、当該増築又は改築に係る部分がそれ以外の部分とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接するもの。</p> <p>ウ 平成17年6月1日以降に増築又は改築に係る工事に着工されたもののうち、当該増築又は改築に係る部分がそれ以外の部分とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しており、かつ、増改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1(50平方メートルを超える場合にあっては、50平方メートル)を超えないもの。</p> <p>エ 平成17年5月31日以前に増築又は改築に係る工事に着工されたもののうち、当該増改築工事に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの。</p> <p>(2) 次に掲げるいずれかの要件を満たすもの</p> <p>ア 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>イ 平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」又は平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの。</p> <p>(3) 過去に当該事業又は兵庫県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」(「耐震改修計画策定費補助」,「簡易耐震改修工事費補助」,「簡易な耐震改修定額助成」,「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助(居室耐震型改修工事)」を除く。)の補助金を受けていないもの。</p>
<p>補助の対象となる経費</p>	<p>防災ベッド等の設置に係る経費(防災ベッド等の設置に際して必要となる床の補強(補助の対象住宅の欄に掲げるもののうち、第1号イ又はウに該当する場合にあっては、昭和56年6月1日以降に増築又</p>

	は改築に係る工事に着工された部分を除く。)に係る経費を含むものとする。)
補助率	定額
補助金の額	10万円(ただし、防災ベッド等の設置に係わる経費の総額が10万円以上のものに限る。)

別表第6

関係条項	内容
	防災ベッド等設置助成
(交付申請) 第4条	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 様式第1-3号(別記収支予算書を含む。) 2 様式第耐震1-2号(住宅概要書) 3 住宅の建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの) (4) その他建築年月を証明する書類 4 簡易耐震診断結果の写し 5 住民票の写し 6 補助の対象住宅の居住者の所得証明書の写し 7 設置しようとしている防災ベッド等に関する仕様書及び見積書 8 委任状(代理人が申請手続きを行う場合) 9 別表第5の補助の対象住宅の欄に掲げる要件のうち、第1号イ又はウに該当する場合にあっては、昭和56年6月1日以降に増築又は改築に係る工事に着工された部分がそれ以外の部分とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接することが確認できる資料 10 2親等以内の親族である者の代表者が補助の対象者となる場合は、次に掲げる書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 補助の対象住宅の居住者の年齢(生年月日)が確認できる書類 (2) 補助の対象住宅の居住者の同意等を得ていることが確認できる書類 (3) 補助の対象者が補助の対象住宅の居住者の2親等以内の親族であることが確認できる書類(申請者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証

	明書等)
(交付決定額の変更) 第10条 第1項	(添付書類) 第4条関係の各添付書類のうち、内容に変更があったもの
(遂行状況報告) 第10条 第1項	(報告事項等) 1 事業の遂行状況 2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見
(実績報告) 第12条	(添付書類) 1 様式第9-3号(別記収支決算書を含む。) 2 交付決定通知書の写し 3 防災ベッド等の設置にかかる契約書及び領収書の写し 4 完了写真 5 委任状(受任者が資格を有する者の場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの)
	(指定期日) 当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該各事業が完了した日の属する市の会計年度の2月26日のいずれか早い日

別表第7

区分	シェルター型工事費補助
補助の対象者	次に掲げる要件のいずれかを満たす者 1 次に掲げる要件を全て満たす者 (1) 補助の対象住宅の所有者 (2) 所得が1,200万円(給与収入のみの者にあつては、1,395万円)以下であること (3) 兵庫県民(個人)であること。 2 前項の規定に該当する者(高齢者に限る。)の2親等以内の親族である者の代表者(前項の規定に該当する者から補助の対象者になることについて同意を得た者に限る。)
補助の対象住宅	伊丹市内に所在する昭和56年5月31日以前に建築に係る工事に着工された戸建住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの)を含む。)のうち、次

	<p>の各号の全てに該当するもの。</p> <p>(1) 次に掲げるいずれかの要件を満たすもの</p> <p>ア 昭和56年6月1日以降に増築又は改築に係る工事に着工されていないもの。</p> <p>イ 平成17年5月31日以前に増築又は改築に係る工事に着工されたもののうち、当該増築又は改築に係る部分がそれ以外の部分とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接するもの。</p> <p>ウ 平成17年6月1日以降に増築又は改築に係る工事に着工されたもののうち、当該増築又は改築に係る部分がそれ以外の部分とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しており、かつ、増改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1（50平方メートルを超える場合にあっては、50平方メートル）を超えないもの。</p> <p>エ 平成17年5月31日以前に増築又は改築に係る工事に着工されたもののうち、当該増改築工事に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの。</p> <p>(2) 次に掲げるいずれかの要件を満たすもの</p> <p>ア 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>イ 平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」又は平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの。</p> <p>(3) 当該事業又は兵庫県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」を除く。）の補助金を受けていないもの。</p>
補助の対象となる経費	補助の対象住宅におけるシェルターの設置工事に要する経費（総額50万円以上のものに限る。）
補助率	定額
補助金の額	<p>1 高齢者のみが居住する住宅に設置する場合は、補助事業の対象となる経費と85万円できずれか低い額とする。</p> <p>2 1以外の場合は、補助事業の対象となる経費と60万円できずれか低い額とする。</p>

別表第 8

関係条項	内容
	シェルター型工事費補助
(交付申請) 第 4 条	(添付書類)
	1 様式第 1 - 4 号 (別記収支予算書を含む。)
	2 様式第耐震 1 - 3 号 (耐震改修工事等住宅概要書)
	3 様式第耐震 2 - 2 号 (補助金算定・清算書)
	4 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し
	(1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証
	(2) 住宅の登記事項証明書
	(3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明 (建築年月が記載されたもの)
	(4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類
	5 様式第耐震 3 - 2 号 (耐震工事事業計画書)
	6 補助の対象住宅の所有者の所得証明書の写し
	7 住宅耐震改修に係る図書
	(1) 付近見取り図 (方位、道路及び目標となる地物を明示したもの)
	(2) 配置図
	(3) 平面図、立面図 (耐震改修前後)
	(4) その他耐震改修工事内容が確認できる図書
	8 改修工事に係る建築確認済証の写し (改修工事 (増改築含む) に建築確認が必要な場合のみ)
9 委任状 (受任者が資格を有する者の場合は、委任状に代理人の資格 (建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号 (登録府県名等)) を記載したもの)	
10 別表第 7 の補助の対象住宅の欄に掲げる要件のうち、第 1 号イ又はウに該当する場合にあっては、昭和 56 年 6 月 1 日以降に増築又は改築に係る工事に着工された部分がそれ以外の部分とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接することが確認できる資料	
11 高齢者のみが居住する住宅に設置する場合は、居住者すべての年齢 (生年月日) がわかる書類 (運転免許証又は住民票の写し等)	
12 2 親等以内の親族である者の代表者が補助の対象者となる場合は、次に掲げる書類	

	<p>(1) 補助の対象住宅を所有する者の年齢(生年月日)が確認できる書類</p> <p>(2) 補助の対象住宅を所有する者の同意等を得ていることが確認できる書類</p> <p>(3) 補助の対象者が補助の対象住宅を所有する者の2親等以内の親族であることが確認できる書類(申請者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等)</p>
(交付決定額の変更) 第10条 第1項	(添付書類) 第4条関係の各添付書類のうち、内容に変更があったもの
(遂行状況報告) 第10条 第1項	(報告事項等) 1 事業の遂行状況 2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見
(実績報告) 第12条	<p>(添付書類)</p> <p>1 様式第9-4号(別記収支決算書を含む。)</p> <p>2 様式第耐震2-2号(補助金算定・精算書)</p> <p>3 交付決定通知書の写し</p> <p>4 様式第耐震4号(耐震改修工事実施確認書)</p> <p>5 シェルター型工事に係る請負契約書の写し及び領収書の写し</p> <p>6 委任状(受任者が資格を有する者の場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの)</p> <p>(指定期日)</p> <p>当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該各事業が完了した日の属する市の会計年度の2月26日のいずれか早い日</p>

別表第9

区分	屋根軽量化工事費補助
補助の対象者	<p>次に掲げる要件のいずれかを満たす者</p> <p>1 次に掲げる要件を全て満たす者</p> <p>(1) 補助の対象住宅の所有者</p> <p>(2) 所得が1,200万円(給与収入のみの者にあつては,1,39</p>

	<p>5万円)以下であること</p> <p>(3) 兵庫県民(個人)であること。</p> <p>2 前項の規定に該当する者(高齢者に限る。)の2親等以内の親族である者の代表者(前項の規定に該当する者から補助の対象者になることについて同意を得た者に限る。)</p>			
<p>補助の対象 住宅</p>	<p>伊丹市内に所在する昭和56年5月31日以前に建築に係る工事に着工された木造戸建住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの)を含む。)のうち、次の各号の全てに該当するもの。</p> <p>(1) 次に掲げるいずれかの要件を満たすもの</p> <p>ア 昭和56年6月1日以降に増築又は改築に係る工事に着工されていないもの。</p> <p>イ 平成17年5月31日以前に増築又は改築に係る工事に着工されたもののうち、当該増築又は改築に係る部分がそれ以外の部分とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接するもの。</p> <p>ウ 平成17年6月1日以降に増築又は改築に係る工事に着工されたもののうち、当該増築又は改築に係る部分がそれ以外の部分とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しており、かつ、増改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1(50平方メートルを超える場合にあっては、50平方メートル)を超えないもの。</p> <p>エ 平成17年5月31日以前に増築又は改築に係る工事に着工されたもののうち、当該増改築工事に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの。</p> <p>(2) 次に掲げるいずれかの要件を満たすもの</p> <p>ア 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもののうち、下表の区分に応じた上部構造評点以上1.0未満のもの</p> <p>イ 平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」又は平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、下表の区分に応じた上部構造評点以上1.0未満のもの</p> <table border="1" data-bbox="375 1955 1353 2020" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">屋根の仕様</td> <td style="width: 50%;">上部構造評点</td> </tr> </table>		屋根の仕様	上部構造評点
屋根の仕様	上部構造評点			

	改修前	改修後	
	非常に重い屋根	軽い屋根	0.4
	重い屋根	軽い屋根	0.5
	非常に重い屋根	重い屋根	0.5
	(3) 当該事業又は兵庫県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」(「耐震改修計画策定費補助」を除く。)の補助金を受けていないもの。		
補助の対象となる経費	補助の対象住宅の欄に掲げるもののうち、第2号の表中の屋根の仕様に示す改修工事(補助の対象住宅の欄に掲げるもののうち、第1号イ又はウに該当する場合にあっては、昭和56年6月1日以降に増築又は改築に係る工事に着工された部分を除く。)及びそれにあわせて実施する耐震改修工事(総額が50万円以上のものに限る。)に要する経費		
補助率	定額		
補助金の額	補助の対象となる経費と60万円のうちいずれか低い額		
その他の事項	<p>補助事業の対象となる耐震改修工事は、次に掲げる事業者(当該事業者として、著しく不相当であると市長が認めるものを除く。)のいずれかとの契約による工事であること。</p> <p>(1) 住宅改修事業の適正化に関する条例に基づく住宅改修業者登録制度へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者</p> <p>(2) 県にあらかじめ登録された事業者グループで、実績の公表に同意している事業者</p>		

別表第10

関係条項	内容
	屋根軽量化工事費補助
(交付申請) 第4条	<p>(添付書類)</p> <p>1 様式第1-4号(別記収支予算書を含む。)</p> <p>2 様式第耐震1-3号(耐震改修工事等住宅概要書)</p>

- 3 様式第耐震 2 - 2 号 (補助金算定・清算書)
- 4 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し
 - (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証
 - (2) 住宅の登記事項証明書
 - (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明 (建築年月が記載されたもの)
 - (4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類
- 5 様式第耐震 3 - 2 号 (耐震工事事業計画書)
- 6 補助の対象住宅の所有者の所得証明書の写し
- 7 住宅耐震改修に係る図書
 - (1) 付近見取り図 (方位、道路及び目標となる地物を明示したもの)
 - (2) 配置図
 - (3) 平面図、立面図 (耐震改修前後)
 - (4) その他耐震改修工事内容が確認できる図書
- 8 工事に係る建築確認済証の写し (改修工事 (増改築含む) に建築確認が必要な場合のみ)
- 9 工事を実施する事業者の住宅改修事業の適正化に関する条例に基づく住宅改修業者登録制度による登録証の写し又は事業者グループとして登録されていることがわかる書類
- 10 様式第耐震 5 - 1 号 (耐震改修工事实績公表同意書)
- 11 委任状 (受任者が資格を有する者の場合は、委任状に代理人の資格 (建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号 (登録府県名等)) を記載したもの)
- 12 別表第 9 の補助の対象住宅の欄に掲げる要件のうち、第 1 号イ又はウに該当する場合にあっては、昭和 56 年 6 月 1 日以降に増築又は改築に係る工事に着工された部分がそれ以外の部分とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接することが確認できる資料
- 13 2 親等以内の親族である者の代表者が補助の対象者となる場合は、次に掲げる書類
 - (1) 補助の対象住宅を所有する者の年齢 (生年月日) が確認できる書類
 - (2) 補助の対象住宅を所有する者の同意等を得ていることが確認できる書類

	(3) 補助の対象者が補助の対象住宅を所有する者の2親等以内の親族であることが確認できる書類（申請者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等）
(交付決定額の変更) 第10条 第1項	(添付書類) 第4条関係の各添付書類のうち、内容に変更があったもの
(遂行状況報告) 第10条 第1項	(報告事項等) 1 事業の遂行状況 2 今後の見通し（完了予定年月日）及び所見
(実績報告) 第12条	(添付書類) 1 様式第9-4号（別記収支決算書を含む。） 2 様式第耐震2-2号（補助金算定・精算書） 3 交付決定通知書の写し 4 様式第耐震4号（耐震改修工事実施確認書） 5 耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び領収書の写し 6 様式第耐震5-2号（耐震改修工事実績公表内容報告書） 7 委任状（受任者が資格を有する者の場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの）
	(指定期日) 当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該各事業が完了した日の属する市の会計年度の2月26日のいずれか早い日

別表第11

区分	耐震改修計画策定費補助
補助の対象者	補助の対象住宅の所有者（区分所有マンションにおいては、管理組合）又は当該所有者が高齢者である場合は、その者の2親等以内の親族（当該所有者から補助の対象者になることについて同意を得た者に限

	る。)
補助の対象 住宅	<p>1 伊丹市内に所在する昭和56年5月31日以前に建築に係る工事に着工されたマンション（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの）を含む。）のうち、次の各号の全てに該当するもの。</p> <p>(1) 次に掲げるいずれかの要件を満たすもの。</p> <p>ア 昭和56年6月1日以降に増築又は改築に係る工事に着工されていないもの。</p> <p>イ 平成17年5月31日以前に増築又は改築に係る工事に着工されたもの。</p> <p>ウ 平成17年6月1日以降に増築又は改築に係る工事に着工されたもののうち、当該増築又は改築に係る部分がそれ以外の部分とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しており、かつ、増改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1（50平方メートルを超える場合にあっては、50平方メートル）を超えないもの。</p> <p>(2) 次に掲げるいずれかの要件を満たすもの。</p> <p>ア 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されるもの。</p> <p>イ 平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」又は平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの。</p> <p>2 兵庫県補助事業の「耐震改修計画策定費補助」又は「屋根軽量化工事費補助」及び市補助事業の「耐震改修計画策定費補助」又は「屋根軽量化工事費補助」の補助金を受けていないもの。</p>
補助の対象 となる経費	補助事業の対象となる住宅（補助の対象住宅の欄に掲げるもののうち、第1項第1号ウに該当する場合にあっては、昭和56年6月1日以降に増築又は改築に係る工事に着工された部分を除く。）の耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費（ただし、居住の用に供する部分に係る経費に限る。）
補助率	3分の2

補助金の額	<p>第1号に掲げる額又は第2号に掲げる額のいずれか低い額（その額が第3号に掲げる額を超えるときは、同号に掲げる額）（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）。ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できた場合にあっては、本文に規定する額に3分の1を乗じて得た額とする。また、これらの額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>(1) 補助の対象となる経費に補助率を乗じて得た額</p> <p>(2) 次の表の左欄に掲げる補助事業の対象住宅の延べ面積（居住の用に供する部分の延べ面積に限る。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる交付限度額単価を乗じて得た額</p> <p>(3) 400万円</p>	
	面積区分	交付限度額単価
	1,000㎡以内の部分	2,400円/㎡
	1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分	1,000円/㎡
2,000㎡を超える部分	700円/㎡	
その他の事項	<p>策定される耐震改修計画が、地震に対して安全な計画となっていること又は耐震診断の結果により、地震に対して安全な構造であることを確認できること。</p>	

別表第12

関係条項	内容
(交付申請) 第4条	(添付書類) 1 様式第1-5号（別記収支予算書を含む。） 2 様式第耐震1-4号（耐震診断・耐震改修計画策定住宅概要書） 3 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年月が記載されたもの） (4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 4 住宅の付近見取り図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの） 5 耐震診断・耐震改修計画策定費用の見積書 6 区分所有のその他共同住宅又はマンションである場合は次に掲げ

	<p>る書類</p> <p>(1) 交付申請内容を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類</p> <p>(2) 戸数及び住戸ごとの専用面積が確認できる書類</p> <p>(3) 管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類</p> <p>(4) 店舗併用住宅である場合は、住宅に関する部分の補助対象経費の算定に必要となる書類</p> <p>7 委任状（受任者が資格を有する者の場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの）</p> <p>8 別表第11の補助の対象住宅の欄に掲げる要件のうち、第1項第1号ウに該当する場合にあっては、昭和56年6月1日以降に増築又は改築に係る工事に着工された部分がそれ以外の部分とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接することが確認できる資料</p> <p>9 2親等以内の親族である者の代表者が補助の対象者となる場合は、次に掲げる書類</p> <p>(1) 補助の対象住宅を所有する者の年齢（生年月日）が確認できる書類</p> <p>(2) 補助の対象住宅を所有する者の同意等を得ていることが確認できる書類</p> <p>(3) 補助の対象者が補助の対象住宅を所有する者の2親等以内の親族であることが確認できる書類（申請者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等）</p>
<p>（交付決定額の変更）</p> <p>第10条</p> <p>第1項</p>	<p>（添付書類）第4条関係の各添付書類のうち、内容に変更があったもの</p>
<p>（遂行状況報告）</p> <p>第10条</p> <p>第1項</p>	<p>（報告事項等）</p> <p>1 事業の遂行状況</p> <p>2 今後の見通し（完了予定年月日）及び所見</p>

(実績報告) 第12条	(添付書類) 1 様式第9-5号(別記収支決算書を含む。) 2 様式第耐震2-1号(補助金算定・精算書) 3 耐震改修工事費用の見積書 4 交付決定通知書の写し 5 様式第耐震3-1号(耐震診断報告書) 6 住宅耐震改修に係る図書 (1) 付近見取り図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) (2) 配置図 (3) 平面図、立面図(耐震改修前後) (4) その他耐震改修工事内容が確認できる図書 7 耐震診断・耐震改修計画策定に係る請負契約書の写し及び領収書の写し 8 委任状(受任者が資格を有する者の場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの)
	(指定期日) 当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該各事業が完了した日の属する市の会計年度の2月26日のいずれか早い日

別表第13

区分	簡易耐震改修工事費補助
補助の対象者	次に掲げる要件のいずれかを満たす者 1 次に掲げる要件を全て満たす者 (1) 補助の対象住宅の所有者 (2) 所得が1,200万円(給与収入のみの者にあつては、1,395万円)以下であること (3) 兵庫県民(個人)であること。 2 前項の規定に該当する者(高齢者に限る。)の2親等以内の親族である者の代表者(前項の規定に該当する者から補助の対象者になることについて同意を得た者に限る。)
補助の対象住宅	伊丹市内に所在する昭和56年5月31日以前に建築に係る工事に着工された戸建住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの)を含む。)のうち、次の各号の全てに該当するもの。

	<p>(1) 次に掲げるいずれかの要件を満たすもの</p> <p>ア 昭和56年6月1日以降に増築又は改築に係る工事に着工されていないもの。</p> <p>イ 平成17年5月31日以前に増築又は改築に係る工事に着工されたもの</p> <p>ウ 平成17年6月1日以降に増築又は改築に係る工事に着工されたもののうち、当該増築又は改築に係る部分がそれ以外の部分とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しており、かつ、増改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1（50平方メートルを超える場合にあっては、50平方メートル）を超えないもの。</p> <p>(2) 耐震診断の評点について、次に掲げるいずれかの要件を満たすもの</p> <p>ア 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満又はIs0.3未満のもの</p> <p>イ 平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で、診断の結果上部構造評点が0.7未満のもの</p> <p>ウ 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、上部構造評点が0.7未満のもの</p> <p>(3) 当該事業又は兵庫県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」を除く。）の補助金を受けていないもの。</p>
補助の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅（補助の対象住宅の欄に掲げるもののうち、第1項第1号イ又はウに該当する場合にあっては、昭和56年6月1日以降に増築又は改築に係る工事に着工された部分を除く。）の耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事（総額が50万円以上のものに限る。）に要する経費。ただし、「耐震改修計画策定費補助」の補助金を受けた住宅にあっては、耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費を除く。
補助率	5分の4
補助金の額	補助の対象となる経費に補助率を乗じて得た額又は60万円のいずれか低い額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。ただし、耐震診断の結果、上部構造評点が0.7以上又はIs値が0.3以上であることが確認できた場合にあっては、3万3,0

	<p>00円（定額）とし、兵庫県補助事業の「簡易耐震改修工事費補助」又は「簡易な耐震改修定額助成」の補助金を受けた住宅及び市補助事業の「簡易耐震改修工事費補助」を受けた住宅にあつては、過去に受けた補助金の額を控除する。）</p>
その他の事項	<p>1 耐震改修の結果、上部構造評点が0.7以上若しくはIs値が0.3以上となっていること又は耐震診断の結果上部構造評点が0.7以上若しくはIs値が0.3以上であることが確認できること。</p> <p>2 補助事業の対象となる耐震改修工事は、次に掲げる事業者（当該事業者として、著しく不相当であると市長が認めるものを除く。）との契約による工事であること。</p> <p>(1) 住宅改修事業の適正化に関する条例に基づく住宅改修業者登録制度へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者</p> <p>(2) 県にあらかじめ登録された事業者グループで、実績の公表に同意している事業者</p>

別表第14

関係条項	内容
	簡易耐震改修工事費補助
(交付申請) 第4条	<p>(添付書類)</p> <p>1 様式第1-6号（別記収支予算書を含む。）</p> <p>2 様式第耐震1-5号（耐震改修工事等住宅概要書）</p> <p>3 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し</p> <p>(1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証</p> <p>(2) 住宅の登記事項証明書</p> <p>(3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年月が記載されたもの）</p> <p>(4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類</p> <p>4 補助の対象住宅の所有者の所得証明書の写し</p> <p>5 付近見取り図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）</p> <p>6 改修工事を実施する事業者の住宅改修事業の適正化に関する条例に基づく住宅改修業者登録制度による登録証の写し又は事業者グループとして登録されていることがわかる書類</p> <p>7 様式第耐震5-1号（耐震改修工事実績公表同意書）</p> <p>8 委任状（受任者が資格を有する者の場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を</p>

	<p>記載したもの)</p> <p>9 別表第13の補助の対象住宅の欄に掲げる要件のうち、第1号ウに該当する場合にあっては、昭和56年6月1日以降に増築又は改築に係る工事に着工された部分がそれ以外の部分とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接することが確認できる資料</p> <p>10 2親等以内の親族である者の代表者が補助の対象者となる場合は、次に掲げる書類</p> <p>(1) 補助の対象住宅を所有する者の年齢（生年月日）が確認できる書類</p> <p>(2) 補助の対象住宅を所有する者の同意等を得ていることが確認できる書類</p> <p>(3) 補助の対象者が補助の対象住宅を所有する者の2親等以内の親族であることが確認できる書類（申請者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等</p>
<p>（交付決定額の変更）</p> <p>第10条 第1項</p>	<p>（添付書類）第4条関係の各添付書類のうち、内容に変更があったもの</p>
<p>（遂行状況報告）</p> <p>第10条 第1項</p>	<p>（報告事項等）</p> <p>1 事業の遂行状況</p> <p>2 今後の見通し（完了予定年月日）及び所見</p>
<p>（実績報告）</p> <p>第12条</p>	<p>（添付書類）</p> <p>1 様式第9-6号（別記収支決算書を含む。）</p> <p>2 様式第耐震2-3号（補助金算定・精算書）</p> <p>3 交付決定通知書の写し</p> <p>4 様式第耐震3-1号（耐震診断報告書）</p> <p>5 住宅耐震改修に係る図書</p> <p>(1) 配置図</p> <p>(2) 平面図，立面図（耐震改修前後）</p> <p>(3) その他耐震改修工事内容が確認できる図書</p> <p>6 様式第耐震4号（耐震改修工事実施確認書）</p>

	<p>7 耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び領収書の写し</p> <p>8 様式第耐震5-2号（耐震改修工事実績公表内容報告書）</p> <p>9 委任状（受任者が資格を有する者の場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの）</p>
	<p>（指定期日）</p> <p>当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該各事業が完了した日の属する市の会計年度の2月26日のいずれか早い日</p>

別表第15

区分	除却工事費補助
補助の対象者	<p>次に掲げる要件のいずれかを満たす者</p> <p>1 次に掲げる要件を全て満たす者</p> <p>(1) 補助の対象住宅の所有者</p> <p>(2) 所得が1,200万円（給与収入のみの者にあつては、1,395万円）以下であること</p> <p>(3) 個人であること。</p> <p>2 前項の規定に該当する者（高齢者に限る。）の2親等以内の親族である者の代表者（前項の規定に該当する者から補助の対象者になることについて同意を得た者に限る。）</p>
補助の対象住宅	<p>次に掲げる要件を満たす住宅</p> <p>(1) 伊丹市内に所在する昭和56年5月31日以前に建築に係る工事に着工された戸建住宅のうち、次のアからウまでのいずれかに該当するもの（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの）を含む。）</p> <p>ア 昭和56年6月1日以降に増築又は改築に係る工事に着工されていないもの</p> <p>イ 平成17年5月31日以前に増築又は改築に係る工事に着工されたもの</p> <p>ウ 平成17年6月1日以降に増築又は改築に係る工事に着工されたもののうち、当該増築又は改築に係る部分がそれ以外の部分とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しており、かつ、増改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1（50平方メートルを超える場合にあっては、50平方メートル）を超えな</p>

	<p>いもの</p> <p>(2) 次に掲げるいずれかの要件を満たすもの</p> <p>ア 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>イ 平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」又は平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>(3) 別表第3補助の対象住宅の欄第1項第4号に掲げる要件に該当していること。</p> <p>(4) 要領第3条第3項に規定する要件に該当していること。</p>
補助の対象となる経費	補助の対象住宅の除却に要する経費(補助の対象住宅の欄に掲げるもののうち、第1項第1号イ又はウに該当する場合にあっては、昭和56年6月1日以降に増築又は改築に係る工事に着工された部分に係る経費を除く。)。ただし、補助の対象住宅の延べ面積に1平方メートルあたり3万4,100円を乗じて得た額を限度とする。
補助率	100分の23
補助金の額	補助の対象となる経費に補助率を乗じて得た額又は60万円のいずれか低い額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)。ただし、補助の対象住宅について国、県又は本市の補助金を受けている場合は、当該補助金の額を控除する。
その他	補助事業の対象となる除却工事は、建設業法(昭和24年法律第100号)別表第1に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた事業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)第21条第1項に規定する登録を受けた事業者(除却工事を行う者として著しく不相当であると市長が認める事業者を除く。)との契約による工事であること。

別表第16

関係条項	内 容
	除却工事費補助
(交付申請) 第4条	<p>(添付書類)</p> <p>1 様式第1-7号(別記収支予算書を含む。)</p> <p>2 様式第耐震1-6号(住宅概要書(個表))</p> <p>3 様式第耐震2-4号(補助金算定・精算書)</p>

- 4 住宅の所有者及び建築時期が確認できる書類で、次の各号のいずれかに該当するものの写し
 - (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証
 - (2) 住宅の登記事項証明書
 - (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年月が記載されたもの）
 - (4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類
- 5 耐震診断結果の写し
- 6 補助の対象住宅の所有者の所得証明書の写し
- 7 事業に係る経費の見積書
- 8 補助事業の対象となる除却工事を実施する事業者の建設業法第3条第1項の許可（土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る許可に限る。）又は建設リサイクル法第21条第1項に規定する登録を受けたことがわかる書類の写し
- 9 位置図
- 10 各階平面図、その他住宅の用に供することを証する書類
- 11 現況写真（補助の対象住宅の外観及び室内を写したもの）
- 12 委任状（受任者が資格を有する者の場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの）
- 13 別表第3の補助の対象住宅の欄に掲げる要件のうち、第1項第1号ウに該当する場合にあっては、昭和56年6月1日以降に増築又は改築に係る工事に着工された部分がそれ以外の部分とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接することが確認できる資料
- 14 2親等以内の親族である者の代表者が補助の対象者となる場合は、次に掲げる書類
 - (1) 補助の対象住宅を所有する者の年齢（生年月日）が確認できる書類
 - (2) 補助の対象住宅を所有する者の同意等を得ていることが確認できる書類
 - (3) 補助の対象者が補助の対象住宅を所有する者の2親等以内の親族であることが確認できる書類（申請者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等）

(交付決定額の変更) 第10条 第1項	(添付書類) 第4条関係の各添付書類のうち、内容に変更があったもの
(遂行状況報告) 第10条 第1項	(報告事項等) 1 事業の遂行状況 2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見
(実績報告) 第12条	(添付書類) 1 様式第9-7号(別記収支決算書を含む。) 2 様式第耐震2-4号(補助金算定・精算書) 3 交付決定通知書の写し 4 契約書及び領収書の写し 5 工事中及び完了後の写真 6 委任状(受任者が資格を有する者の場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの)
	(指定期日) 当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該各事業が完了した日の属する市の会計年度の2月26日のいずれか早い日

別に定める事項

	内 容
関係条項	耐震改修工事費補助、建替工事費補助、防災ベッド等設置助成、シェルター型工事費補助、屋根軽量化工事費補助、耐震改修計画策定費補助、簡易耐震改修工事費補助、除却工事費補助
(財産の処分の制限) 第24条	10年